

00724

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇訓令 鳥取県公文規程の一部改正

目 次

鳥取県訓令第十二号
鳥取県公文規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和三十八年八月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県公文規程(昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号)
の一部を次のように改正する。

別表の目次中第一の五の項を次のように改める。

五 一部改正の文例

- 1 条文を改正する場合
- 2 条を改正する場合
- 3 項を改正する場合
- 4 ただし書を改正する場合
- 5 後段を改正する場合
- 6 字句を改正する場合

- (五) 別表又は別記様式を改正する場合

四 見出しを改正する場合

- (1) 見出しを改正する場合

四 見出しを附する場合

- (2) 見出しを附する場合

二 后段を削除する場合

内 字句を削除する場合

- 4 繰り上げられる条(項・号)の字句を改正する場合

- 5 繰り下げる条(項・号)の字句を改正する場合

二 題名等を改正する場合

一 題名を改正する場合

二 目次を改正する場合

- (1) 目次の全部を改正する場合

- (2) 目次の一部を改正する場合

三 新たに目次を附する場合

二 章(節・款)を改正する場合

二 章(節・款)を削除する場合

二 章(節・款)を追加する場合

一 見出しを改正する場合

一 見出しを附する場合

二 条文を追加する場合

一 条文を追加する場合

- (1) 既存の条間に追加する場合

- (2) 既存の条の最後に追加する場合

- (3) 既存の章(節・款)の最後に追加する場合

- (4) 既存の章(節・款)の最初に追加する場合

二 項を追加する場合

一 号を追加する場合

二 ただし書を追加する場合

一 後段を追加する場合

一 字句を追加する場合

- (1) 条(項・号)の冒頭に追加する場合

- (2) 字句の中途に追加する場合

一 条文を削除する場合

一 項を削除する場合

一 号を削除する場合

一 ただし書を削除する場合

第(二)条 第(一)項を改正する場合

(一) 第(一)条第一項を次のように改める。

(二) 第(二)条第五項を次のように改める。

(三) 第(三)条第三項及び第四項を次のように改める。

(四) 第(四)条第四項から第六項までを次のように改める。

仁
項を改正する場合

- 第(二)条第三項及び第四項を次のように改める。

第(一)条第五項を次のように改める。

(三) 第(一)条第五項を次のように改める。

(本) 連続する三項以上の全文を改正する場合

別表の第一の(一)の(2)中「附則」を「附則」⁽²⁾に
別表の第一の五の項を次のように改める。

五 一部改正の文例

1 条文を改正する場合

(一) 条を改正する場合

(二) 条を次のように改める。

第①条

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条

五
一部改正の文例

- ② 第② 条文を改正する場合
（一）条を改正する場合

○二以上の条例を一括して改正する場合は附則で改正する場合には、初字を一字ずつ繰り下げる。以下一部改正の文例につき同じ。

- (1) 連続する二条の条文を全部改正する場合

(第3種郵便物認可) 6
昭和38年8月26日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第77号

5
三 第一条(第一項) 第三号を次のように改める。

四 ただし書を改正する場合
(4) 第一条(第一項) (第二号) ただし書を次のように改める。

○連続する二号又は三号以上の全文を改正する場合は、
項の場合の例による。

第五条(第一項) (第二号) ただし書を次のように改める。

ただし、
(3)

四 後段を改正する場合
(4) 後段を次のように改める。

ただし、
(3)

五 後段を改正する場合
(4) 後段を次のように改める。

第六条(第一項) (第二号) 後段を次のように改める。

この場合において、
(8)

内 字句を改正する場合
(1) この条例中「……」を「……」に改める。

第七条(第一項) (第二号) (ただし書) 中「……」
を「……」に改める。

この条例中「……」を「……」に改める。

第八条(第一項) (第二号) (ただし書) 中「……」
を「……」に改める。

(1) 条例全般にわたつて共通の字句を改正する場合に
は、この例により改正文の冒頭に書く。

第一条(第一項) (第二号) (ただし書) 中「……」
を「……」に、「……」を「……」に改める。
(4) 第三条(見出しを含む。)、第五条第三項及び第七条
中「……」を「……」に改める。

(1) 数条(連続しない)にわたつて同一字句を改正す
る場合
(4) 連続する数条にわたつて同一字句を改正する場合。
ただし、これらの条のうち特定の項のみに改正する
字句がある場合は(4)の例による。

2 条文を追加する場合
H 条を追加する場合

(1) 既存の条間に追加する場合

(4) 条の次に次の二条を加える。

(1) (4)

第二条(二)
(4)

第三条(三)
(4)

(1) 第九条を第十条とし、第八条の次に次の二条を加える。
(4)

(3) 既存の章(節・款)の最後に追加する場合

第 章(第 一 節)(第 一 款)中第一条の次に次の二条を加える。

(4) 既存の章(節・款)の最初に追加する場合

第 一 章(第 一 節)(第 一 款)中第一条の前に次の二条を加える。

四 項を追加する場合

第一条に次の二項を加える。

五

第九条
〔二〕
第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の
次に次の一条を加える。

^{第十九条}第九条を第十一条とし、第三条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の二条を加える。

第三条

第四条

(2) 既存の条の最後に追加する場合
第……条の次に次の二条を加える。

卷之三

2

第一条

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

3) 既存の章(節・歎)

する場合

第一章(第1節)序説

(一)
第一條の二

(4) 既存の章（節・款）

第一章（第一節）（第一款）中第

条を加える。

第一條の二

第4行 次の二項を加える。

4

第(四)条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項と

(4) 「第……条」は、前章（節・款）の最終の条番とする。

(5) 項を追加する場合は、「第……項の二」とする方法とする。

(6) 既存の条文の末尾に追加する場合
既存の項番号を繰り下げる場合で、繰

(二) 既存の条番号を繰り下げて追加する場合で、繰り下げる条が二の場合

し、第八項の次に次の二項を加える。

第……条中第十項を第十三項とし、第五項から第九項までを三項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の三項を加える。

(ハ) 既存の項番号を繰り下げて追加する場合で、繰り下げられる項が三以上の場合

下げる場合

5
6
7

(二) 第五条中第三項を第四項とし、第一項及び第二項を一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次のように加える。

(イ) 項を最初に加える場合
(ア) この場合には「第一項として」という。

(ハ) 「第一項」の場合は、項番号をつけない。

(三) 号を追加する場合
項を追加する場合による。
(四) ただし書を追加する場合
第……条(第……項)(第……号)に次のただし書を加える。

た(3)
ただし、
田 後段を追加する場合
第……条(第……項)に後段として次のように加える。
この場合において、
「……」を加える。

(内) 字句を追加する場合

(1) 条(項・号)の冒頭に追加する場合
第……条(第……項)(第……号)中「……」の上に
「……」を加える。

(2) 字句の中途に追加する場合

第……条(第……項)(第……号)(ただし書)中
「……」の下に「……」を加える。

第……条(第……項)(第……号)(ただし書)中

「……」の下に「……」を、「……」の下に「……」を
加える。

3 条文を削除する場合

〔〕 条を削除する場合

第(4) 条を次のように改める。

(イ) 条名を残す例である。

(第3種郵便司) 12
第八条及び第九条を次のように改める。
第一条から第六条まで削除。

第一...条 削除

第三条を削り、第四条を第三条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

第八条及び第九条 削除

(回) 最終の条があとかたもなく消え去る場合

○項を削除する場合は、繰り上げ方式による。(「4 削除」というような方法は用いない。)

(ハ) 中間の条を削り、繰り上げの整理を行なう場合

(ハ) 第三条を削り、第四条を第三条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

第二条を削除する場合

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

二号を削除する場合

条を削除する場合による。

四 ただし書を削除する場合

第三条(第三項)(第三号) ただし書を削る。

四 後段を削除する場合

第三条(第三項)(第三号) 後段を削る。

第一...条 削除

第三条を削り、第四条を第三条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

第八条及び第九条 削除

(回) 最終の条があとかたもなく消え去る場合

○項を削除する場合は、繰り上げ方式による。(「4 削除」というような方法は用いない。)

(ハ) 中間の条を削り、繰り上げの整理を行なう場合

二号を削除する場合

条を削除する場合による。

四 ただし書を削除する場合

第三条(第三項)(第三号) ただし書を削る。

四 後段を削除する場合

第三条(第三項)(第三号) 後段を削る。

内 字句を削除する場合

第三条(第三項)(第三号) (ただし書) 中

「...」を削る。

4 繰り上げられる条(項・号)の字句を

改正する場合

第六条を削り、第七条中「...」を「...」に改め、同条を第六条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

第六条第一項を削り、同条第二項中「...」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「...」を「...」に改め、同項を同条第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第六号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

5 繰り下げる条(項・号)の字句を

改正する場合

第五条を第七条とし、第三条及び第四条を二条ずつ繰り下げ、第二条中「...」を「...」に改め、同条を第

四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

第二条 第三条

第三条中第五項を第七項とし、第三項及び第四項を二項ずつ繰り下げる。同条第二項中「……」を「……」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2
3

第.....条(第.....項)中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げる。同条(同項)第三号中「.....」を「.....」に改め、同号を同条(同項)第四号とし、同条(同項)第二号の次に次の一号を加える。

3

4

5

6

7

昭和38年8月26日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第77号 (第3種郵便物認可)

00738

(第3種郵便物認可)

15 昭和38年8月26日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第77号 (第3種郵便物認可)

題名中「.....」の下に「.....」を加える。
題名中「.....」を削る。

□ 目次を改正する場合

(1) 目次の全部を改正する場合

目次を次のように改める。

目次

第一章 (第一条・第二条)

第二章 (第二条・第三条)

附(2)則
(3)

(2) 目次の一部を改正する場合

目次中「第一章(第一条・第二条)」を「第一章(第一.....条・第二.....条)」に改める。

目次中第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二.....(第二条・第三条)

目次中「第二章(第二条・第三条)」を「第二章(第二.....章・第三.....章)」に改める。

(1) 題名の全部を改正する場合

題名を次のように改める。
題名を改正する場合

条例

題名等を改正する場合

題名を改正する場合

例

(第3種郵便)
題名の次に次の目次及び章名を附する。
目次
(3) 新たに目次を附する場合

- 第一章 (第一条—第三条)
第二章 (第四条)

附則

第一章

第二章
(以下略)

第三章の前に次の章名を附する。

第二章

- (中 略)
(3) 章(節・款)を改正する場合

- (1) 章(節・款)を改正する場合

- (2) 第一章「」を「第二章」に改める。
第二章(節・款)を次のように改める。

- 第三章
.....

- (1) 章(節・款)名のみを改める場合
(2) 章(節・款)名だけでなく、その章(節・款)に含まれる条文を全部改める場合

- (1) 章(節・款)を追加する場合
第一...条の二
.....
(2) 章(節・款)を削除する場合
第一...章「」を削る。
第一...章を削る。
第一...章を次のように改める。
第一...章 削除
第一...条から第一...条まで 削除
四 見出しを改正する場合
(1) 見出しを改正する場合
第一...条の見出しき「(....)」に改める。
(2) 見出しを附する場合

- (3) 章(節・款)名のみを削る場合
(4) 章(節・款)名及びその章(節・款)に含まれる条文を同時に全部削る場合

昭和38年8月26日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第77号 (第3種郵便
物認可)

(1) 条に次の見出しを附する。

(2) ()

(3) - 別表又は別記様式を改正する場合

(4) 別表第一の(一)の(四)の項を次のように改める。

別表第一の号(第号様式)

別表第一の号(第号様式)

別表第一の号(第号様式)の項の欄

中「……」を「……」に改める。

別表第一の(一)の(四)の項を次のように改める。

(四) ()

1 ()

2 ()

(3) (2) (1)

(1) 項は縦の区分、欄は横の区分を示す。

別表第一の号(第号様式)の項の欄

別表第一の号(第号様式)の欄

る。
別表第一の二(回)の次に次の別表を加え

(回) 枝番号を用いて追加する場合

別表第一の号(第号様式)を次のように改める。

(回) 别表番号を残す例である。

別表第一の号(第号様式)削除(第号様式)削除

別表の第四の項を次のように改める。

第四 訓令

新しく訓令を制定する場合

鳥取県訓令第①号
規程を次のように定め
る。
②
昭和年月日
鳥取県知事 氏名
規程
③
第一条
附則④
この訓令は、昭和年月日から施行する。
この訓令は、昭和三十八年九月一日から施行する。

第一条

附則④

この訓令は、昭和年月日から施行する。

附則④

この訓令は、昭和三十八年九月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町

印 刷 所

一部月額二五〇円(配送料共)

○改廃の形式は、条例の例による。